

平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における木造住宅の倒壊による人的被害の軽減を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震シェルターを木造住宅内に設置する者に対して補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震シェルター 住宅内の居室等の内側を鉄骨等により囲む箱型の構造物であって、当該住宅が倒壊した場合に居室等自体に安全な空間を確保することができるもので、市長が別に定めるものをいう。
- (2) 木造住宅 平塚市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（平成21年4月1日施行。以下「木造住宅補助金交付要綱」という。）第2条第1号に定める木造住宅をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 木造住宅補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震診断を実施した木造住宅であって、耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満であると判定された住宅
- (2) 木造住宅補助金交付要綱に基づく耐震補強設計、耐震補強工事（平塚市居住用木造建築物耐震改修工事等補助金交付要綱（平成16年4月1日施行、平成18年4月1日廃止）又は平塚市居住用木造建築物耐震改修工事等補助金交付要綱（平成18年4月1日施行、平成21年4月1日廃止）に基づく耐震改修工事を含む。）に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて、耐震シェルターの設置がされていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、明らかに建築基準法令に違反している建築物は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、木造住宅を所有し、かつ、市税を滞納していない者であって、居住に関して次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 木造住宅を所有する者が当該木造住宅に居住している。
- (2) 木造住宅を所有する者が当該木造住宅に居住していないが、配偶者又は一親等以内の親族が当該木造住宅に居住している。

2 前項の規定にかかわらず、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行

う補助対象住宅内の1階部分に耐震シェルターを設置する事業とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、1件につき次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 補助対象者の属する世帯の前2年分の市民税が非課税の世帯 補助対象事業に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に4分の3を乗じて得た額（その額が37万5千円を超えるときは37万5千円）

(2) 前号以外の世帯 補助対象事業に要した費用に2分の1を乗じて得た額（その額が25万円を超えるときは25万円）

(補助金の交付申請)

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請は、補助対象事業に着手する前に、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

(補助金の交付等決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付及び不交付の決定通知は、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(補助対象事業の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書を受領後、速やかに補助対象事業に着手するものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第10条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更及び中止の申請は、平塚市耐震シェルター設置推進事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

(変更等決定の通知)

第11条 規則第8条第2項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、平塚市耐震シェルター設置推進事業計画変更・中止承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、補助対象事業の終了後速やかに、平塚市耐震シェルター設置推進事業完了実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、市長の指示に従い補助金の支払いを請求するものとする。

(補助事業者の努力)

第15条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震シェルターの設置がさ

れた住宅について、当該住宅内の家具の転倒防止に係る処理に努めるものとする。

(免責)

第16条 この事業は、地震時における住宅の倒壊から生命を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても本市は、その責任を負わないものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、平塚市耐震シェルター設置推進事業補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平塚市居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱（平成8年8月15日施行、平成18年4月1日廃止）又は平塚市居住用木造建築物耐震診断補助金交付要綱（平成18年4月1日施行、平成21年4月1日廃止）に基づき実施された耐震診断の結果は、この要綱の適用において、木造住宅補助金交付要綱に基づき実施された耐震診断の結果とみなす。

(有効期限)

3 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金は、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。